［事案 2023-328］手術給付金支払請求

・令和７年２月４日　和解成立

＜事案の概要＞

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和５年５月に胃がんで入院し、「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術（早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術）」（手術①）を受け、その４日後に「内視鏡的消化管止血術」（手術②）を受けたため、令和４年５月に契約した組立型保険にもとづき、給付金を請求したところ、手術②について、がんの治療を直接の目的とした手術に対する手術給付金は、支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

(1)２回も内視鏡を入れて、なぜ１回の手術とされるのか分からない。

(2)他の保険会社に聞くと、給付金が支払われないことはおかしいと言われた。

＜保険会社の主張＞

手術②は、「止血術」であり、がんの治療を直接の目的とする手術ではないことから、給付金の支払事由に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

＜裁定の概要＞

1.裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術①②当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2.裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)手術②は、手術①の３日後から腹痛、腹部の張り、嘔吐の症状が生じた上、その翌日には手術①の治療創部からの出血があったため、これに対して止血を行ったものである。

(2)これは、がんそのものに対する処置、または、これらの治療に伴い生命維持のために必然的に付随する処置ではないものの、がんの治療として切除術を行った場合に相当の可能性をもって生ずる「治療創部からの出血」に対する治療であり、生命維持のために必要な処置であって、かつ手術①の４日後という近接した時期の処置であることから、社会通念上「がんの治療を直接の目的」とする処置と同視しなければ著しく不合理であるといえる。